

社外役員の独立性に関する基準

株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）は、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」と総称する）が可能な限り独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の出身者（注1）
2. 当社の大株主（注2）
3. 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者（注3）
4. 当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行者（注4）
5. 当社グループの主要な借入先の業務執行者（注5）
6. 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等の業務執行者
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
8. 当社グループから多額（注6）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
9. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注7）
10. 社外役員の相互就任関係（注8）となる他の会社の業務執行者
11. 近親者（注9）が上記1から10までのいずれか（重要な地位にある者（注10）に限る）に該当する者
12. 過去3年間において、上記2から11までのいずれかに該当していた者
13. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

以上

- 注1：現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去10年間に於いて当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。なお、社外監査役においては、非業務執行取締役を含む。
- 注2：大株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。
- 注3：主要な取引先とは、当社グループの取引先グループであって、その直近事業年度における取引額が、当社の年間連結取扱高の2%を超えるものをいう。
- 注4：当社グループを主要な取引先とする者とは、その直近事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が、当該取引先グループの年間連結売上高の2%を超えるものをいう。
- 注5：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社グループの連結総資産の2%を超える金融機関をいう。
- 注6：多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
- 注7：当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に係わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。
- 注8：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。
- 注9：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。
- 注10：重要な地位にある者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。